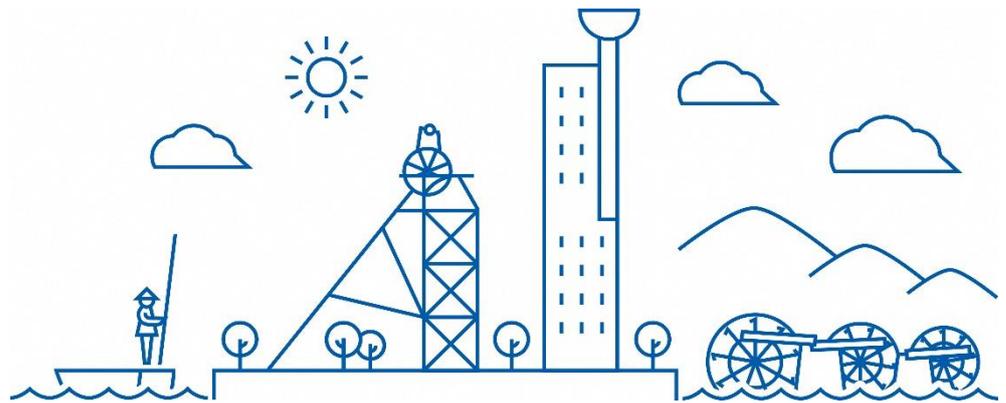


参考資料 1
(行政改革大綱抜粋)



福岡県行政改革大綱



令和4年度 → 令和8年度
2022年度 → 2026年度



第3 改革の内容

I 県庁DX（デジタルトランスフォーメーション）と働き方改革の推進

ウィズコロナ、ポストコロナの時代を迎える中、デジタル化などの社会変革が起きており、また、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの実現といった県民の意識や行動にも大きな変化が生じています。

県においても、これらの変化を変革の好機と捉え、この流れを後戻りさせることなく加速化していくため、「福岡県DX戦略」に基づくフルデジタル県庁の実現に最優先に取り組むとともに、一層の働き方改革を進めることで、業務の効率化・生産性の向上を図り、県民サービスの充実につなげます。

基本的な考え方

1 行政サービスのデジタル化の推進

県民が利用する行政サービスについて、インターネットやパソコン等を利用できない方にも配慮しつつ、手続きの見直しを行いオンライン化の実現を図るとともに、マイナンバーを活用した手続きの簡素化、オープンデータ（二次利用可能な公開データ）等のデジタルデータの利活用を進めるなど、デジタル技術の活用により行政運営を変革するDXに向けて取り組み、県民の利便性向上と業務の軽減を図ります。

2 デジタル技術の活用による業務の効率化

DXによる職員の働き方改革を推進するため、既存の業務手順の見直しを行い、システムの刷新やAI（Artificial Intelligence：人工知能）・RPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）等による業務の自動化を進め、長時間を要している事務作業の効率化を図ることが重要です。また、自宅や出張先等からICTを使って仕事をするテレワークやペーパーレス会議などの環境整備を進め、デジタル技術を活用した新たな仕事の進め方（デジタル・ワークスタイル）の実現を図ります。

3 効率的で働きやすい風通しの良い職場環境づくり

あらゆる観点から仕事の進め方や業務の抜本的な見直しに取り組むとともに、全ての職員が健康でいきいきと働くことができる活力に満ちた職場づくりにより働き方改革を進め、職員がやりがいを持って効率的に働くことができる、風通しの良い職場環境の実現を目指します。

具体的な改革事項

1 行政サービスのデジタル化の推進

改革事項	オンライン化等の推進
内 容	<p>(1) 電子申請の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン化可能な行政手続きは直ちにオンライン化を実施するとともに、国の法令等の定めによりできないものについても、可能となった時点で速やかにオンライン化を実施する。 ○ 簡易申請システムを利用する申請者からの問い合わせに対し、自動で回答するAIチャットボットにより、24時間365日対応する。 <p>(2) 使用料・手数料のキャッシュレス化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手数料や一部の使用料について、領収証紙以外の多様な収納方法による納付も可能となるよう、規定の整備を進め、各手続きの実情に応じ、キャッシュレス決済を導入する。 <p>(3) 地方税における電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税共通納税システムの対象税目拡大に合わせ、スマートフォンを利用した納付が可能となるよう納付書に地方税統一QRコードを付すなど、更なる納税環境の整備を図る。
実施時期	<p>(1) 令和4年度から実施</p> <p>(2) 令和5年度から実施（規定の整備は令和4年度）</p> <p>(3) 令和5年度から実施</p>

改革事項	マイナンバーの活用
内 容	<p>(1) マイナンバー制度を活用した更なる行政手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーの利用範囲の拡大を国に働き掛けるとともに、法律で定められた事務以外についても、県独自にマイナンバーの利用による行政手続きの簡素化を行う。 <p>(2) マイナンバーカードの利用拡大による効率的なサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国や市町村と連携し、マイナンバーカードの利便性のPRに努めるとともに、県内市町村のカード交付事務を支援する。 ○ 行政サービスについて、マイナンバーカードの電子証明書やICチップの空き領域を活用した取組を推進する。

実施時期	(1)、(2) 令和4年度から実施
改革事項	行政情報の利活用の推進
内 容	<p>(1) オープンデータサイトでのデータ公開の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンデータの利活用が進むよう、県が保有する公共データの棚卸しを行い、CSVやエクセル等の標準化された編集可能なファイル形式で、機械判読性が高く加工が容易なデータ・項目・表の構成などにより公開する。 <p>(2) EBPMの普及・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の職員の意識改革やデータ利活用能力の向上を図るため、相談対応や研修等を実施し、証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-based Policy Making）の普及・推進を図る。 <p>(3) 行政機関等匿名加工情報の提供制度に基づく情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者からの提案に応じ、行政機関等匿名加工情報（地方公共団体の保有する個人情報を個人が特定されないように加工した情報）を提供する制度の開始に向け、規定の整備や対象情報の整理など、提案の募集から提供までを円滑に実施できる体制を整える。
実施時期	<p>(1) 令和5年度から実施</p> <p>(2) 令和4年度から実施</p> <p>(3) 令和5年度から実施</p>

2 デジタル技術の活用による業務の効率化

改革事項	業務システムの効率化				
内 容	<p>(1) 全庁的に使用するシステムの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全庁で共通して行う会計事務や給与支給事務等に使用するシステムについて検証を行い、業務手順の見直しを行った上で、事務の効率化に向けた抜本的な改修を行う。 <p>(2) 地方公共団体情報システムの標準化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税、福祉などの自治体の基本的業務を処理するシステムのうち、国が標準仕様を作成したものについては、今後の制度改正に伴う改修作業の軽減等を図るため、標準仕様に準拠したシステムに改修する。 				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討 実 施	----->				→

改革事項	A I ・ R P A等のデジタル技術の活用				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページ上で県民からの問い合わせに自動で回答するA I チャットボットの対象分野の拡大や、議事録自動作成ツールの適用の全業務拡大に伴う利用促進など、A Iの活用を進める。 ○ 定型的な業務をロボットが自動で実施するR P Aの導入について、多くの所属で共通して行う業務や、特定の所属の業務であるが導入効果が高いものを中心に、順次拡大する。 				
実施時期	令和4年度から実施				

改革事項	デジタル・ワークスタイルの実現				
内 容	<p>○ デジタル技術を活用し、在宅勤務などの多様な働き方や新たな仕事の進め方に対応できる環境を整備する。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>① 在宅勤務や出張・会議が、円滑かつ効率的に行えるよう、共用パソコン（1人1台パソコン）にテレワークやWeb会議（インターネットを利用したオンライン上の会議）の機能を追加</p> <p>② 在宅勤務や出張中の職員が円滑に電話対応できる仕組みの導入</p> <p>③ Web会議やオンライン研修等に利用できる小規模専用ルームの設置</p> <p>④ タブレットやパソコンにより会議資料の閲覧・共有が可能なペーパーレス会議システム等の導入</p> <p>⑤ ペーパーレス化に伴うデータ量の増大に対応するためのサーバーやネットワークの増強</p> <p>⑥ 電子メールやスケジュール機能等の改善のためのグループウェア（組織内のネットワークを活用した情報共有のためのシステム）の機能拡充とパソコン上などで文字による会話（チャット）が可能なチャットツールの導入</p>				
実施時期	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
検 討	----->				
実 施	—————>				

改革事項	電子決裁の推進				
内 容	<p>○ 文書管理システムの機能改善・追加を図り、職員が使いやすいシステムに改修するとともに、文書の閲覧性を高めることが可能な外部ディスプレイを配備する。</p> <p>○ 電子決裁で処理可能な文書の範囲を拡大するなど、文書管理規程等の関係規定を見直し、電子決裁を原則とする。</p>				
実施時期	令和5年度から実施（外部ディスプレイの配備は令和4年度から実施）				